

県内医療機関開設者 各位

埼玉県保健医療部長 関本 建二

**新型コロナウイルス感染症の後遺症（罹患後症状）外来を実施する
医療機関の募集及び公表について（依頼）**

日頃、本県の新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の後遺症（以下「後遺症」と言います。）につきましては、令和3年10月1日より、地域の医療機関の先生方の紹介を受け、埼玉県医師会の認定した7医療機関において診療を行い、症例を集めてまいりましたが、この度、集まった症例を埼玉県及び埼玉県医師会でとりまとめ、診療の指針となる症例集を作成いたしました。

今後は、後遺症の症状に苦しむ方々が速やかに必要な医療を受けられるよう、当該症例集を参考にして、多くの医療機関に後遺症の診療をしていただきたいと考えております。

つきましては、下記のとおり後遺症の診療を行い、埼玉県のホームページへの公表に同意していただける医療機関を募集いたしますので、前向きに御検討くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 新型コロナ後遺症（罹患後症状）診療の指針のための症例集について

現在、症例集の暫定稿が完成しており、当通知にはダイジェスト版を同封しております。

全体版については、県ホームページに掲載しており、各診療科の典型的な症例等も掲載しておりますので、是非ご覧ください。

掲載先

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/kouisyoushou.html>



2 後遺症外来を実施する医療機関の申出

(1) 申出方法

後遺症外来を実施し、公表に同意いただける場合は、埼玉県電子申請システムにおいて申出いただき、公表内容をご登録いただきますようお願いいたします。

電子申請システムの利用方法は、同封の別紙【電子申請システムの回答マニュアル】をご覧ください。

(2) 申出期間

第1次の募集期間は、3月21日(月)までとさせていただきますが、以降も、随時募集は継続してまいります。

3 医療機関名の公表と診療の実施

公表は令和4年4月1日から県のホームページにて開始する予定です。

また、埼玉県医師会会員医療機関については、埼玉県医師会のホームページにも公表いたします。

つきましては、お申し出いただいた医療機関には、可能な限り4月1日の公表までに後遺症患者の診療を始めていただきたいと考えております。

諸事情により、4月1日より診療開始が遅れる場合は、電子申請の備考欄に御記入ください。

4 埼玉県新型コロナ後遺症(罹患後症状)症例集講演会について

令和4年3月25日(金)に症例集の内容について、実際に診療にあたった医療機関の先生から、症例の内容について詳しく説明する講演会を、埼玉県及び埼玉県医師会、(株)ツムラの共催で開催いたします。

御案内のチラシを同封しておりますので、是非ご参加ください。

担 当	新型コロナウイルスワクチンチーム
電 話	048-830-7506
メー ル	a7500-02@pref.saitama.lg.jp